

## 被虐待児の支援に関する現状と課題

坪 井 裕 子<sup>1)</sup>

### はじめに

子どもの虐待については、社会的に盛んに取り上げられるようになってきたが、子どもへの虐待は現代に特有の現象ではない。むしろ子どもの権利の侵害、搾取という視点で考えるならば、かなり昔から繰り返されてきたものである。間引きや、若年労働、人身売買などの極端な例を挙げるまでもなく、子どもの権利の侵害は第二次大戦後の日本でも、比較的、近年まで日常的に見られてきた光景であろう。世界の国々では今もなお、戦争や貧困などにより悲惨な状況に追いやられている子どもたちは数多く存在する。しかし、最近の日本に限って言うならば、子どもの人権が問題にされ始め、社会の意識も変わりつつある。少子化とともに家庭の子育て能力の低下が問われるなど、子どもを取り巻く社会的状況の変化によって、子どもの虐待がメディアを通して大きく取り上げられるようになっている。これまで各家庭の教育方針やしつけの問題とされていた部分に社会の目が向けられるようになったのは、きわめて現代的な問題であるといえよう。しかし、虐待が社会的に騒がれている割には、実際に虐待を受けてしまった子どもたちへのアプローチに関する制度も研究も緒についたばかりである。そこで、本論文では、諸外国および日本の被虐待児に関する支援の現状を概観したうえで、今後の課題について検討を加えることとする。

### 諸外国における被虐待児の支援について

子どもの虐待をめぐっては海外でもその対応についてさまざまな変遷がある。それぞれの国によって虐待に対する考え方、法体制、保護や支援の体制が異なっており、そのような子ども虐待の歴史について Radbill (1980) は詳しく述べている。アメリカでは、小児科医の Kempe が1962年に被虐待児症候群 (the battered-child syndrome) を提唱したのをきっかけに、子ども

の虐待に大きく関心が向けられることになったこと、スウェーデンでは1957年に子ども虐待が小児科医の間で問題として認識され始め、イギリスでは1966年に子ども虐待に関する調査報告が出されたことなどが記されている。ここでは、虐待への対応が進んでいる国として、まずアメリカとイギリスを取り上げ、それぞれの特徴を検討し、次にわが国の支援と対応について現状を概観した上で、それらの国の対応と比較して、わが国の児童虐待への対応と支援の課題を検討する。

### 1. アメリカにおける被虐待児への支援

#### (1) アメリカにおける児童虐待問題対応の歴史

アメリカにおける児童虐待への関心は、1874年ニューヨークのマリー・アレン事件だとされる。9歳の少女が養母に虐待されていたにもかかわらず、当時は被虐待児を保護する法律がなく、市民は「動物虐待防止協会」に相談し、子どもは保護を受ける資格があるとの運動が広まった。この事件をきっかけに、その後、アメリカ、イギリスに児童虐待防止団体が設立されている。Gil (1991) は子どもの虐待の歴史や研究について述べており、それによるとアメリカでは1964年までに全州で虐待報告義務法ができているが、これは身体的虐待を疑った場合、医師に報告を義務付けたものであったとしている。その後、サブカテゴリーには身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（放置、養育の放棄）の3つが必ず含まれるようになり、さらに性的搾取と心理的あるいは情緒的虐待を含めている州也多くなっている。報告義務を負う専門家の職種も現在は拡大しているとのことである。子どもの虐待を扱う研究も増えており、虐待を生じる家族の力動、虐待による短期的・長期的影響、虐待の被害者および加害者の性格、予防や介入の方略などに関して、経験的、実践的な研究が重ねられているとしている。棚瀬 (2005) によると、アメリカでは1980年の「養子縁組援助および児童福祉法」の一部改正 (Public Law 96-272) の結果、虐待発覚後の不必要的親子分離の回避と、家族再統合への努力およびケースプランの作成と児童保護裁判所への報告が求められるようになっていると

1) 人間環境大学

## 被虐待児の支援に関する現状と課題

のことである。1980年代にニュージーランドで始まったとされる家族グループ会議（FGC）が1990年代にはアメリカの多くの州で用いられるようになったが、これは決定プロセスに当事者が積極的に関与するもので、アメリカの社会福祉システムにおいて、子どもの保護責任の主たる所在は家族であるという考え方から始まったものである。また、棚瀬は虐待発覚後の対応については、二つの立場があるとしている。一つは「家族維持派」といわれるもので、子どもばかりでなく親にとっての最善の利益をも考慮する立場であり、他方は子どもにとっての最善の利益のみに焦点を当てるべきとの立場で、現在のアメリカでは二つの視点がせめぎあっているとのことである。

### (2) アメリカにおける児童虐待問題対応の現状

アメリカにおける児童虐待防止制度は、基本的には連邦法（The Child Abuse Prevention and Treatment Act, 1974・The Adoption Assistance and Child Welfare Act, 1980・The Adoption and Safe Family Act, 1997）に従い、各州が子どもの保護や、家族の再統合を試み、それが不可能な場合には原家族に代わって子どもに対する恒久的な家族の提供を試みている。しかし州によって、あるいは同じ州でもカウンティ（郡）ごとに多少異なっているのが現状である。アメリカの児童保護は「子どもの安全（Safety）」と「永続的な養育環境の確保（Permanency）」を目標としているとして、原田（2005）はミシガン州の例を紹介している。それによるとミシガン州では州の福祉行政機関であるFamily Independence Agency（FIA）の児童保護部門が、児童虐待・ネグレクトへの対応を行っており、同部門のワーカーは調査と保護を担当する「保護サービスワーカー」と、保護後の援助を担当する「里親ケアワーカー」に分かれているという。虐待の通報があった場合、深刻な虐待でなければ在宅での家族維持サービスが行われる。これは原則28日間の短期集中プログラムである。それでも子どもの安全が確保できない場合は、親子とその関係者が集められ、チーム決定会議（TDM：Team Decision Making Meeting）によって親子分離が検討される。これはミシガン州では2000年から導入されたもので、なるべく子どもたちを家族から分離しないで援助し、分離する場合も地元の里親に預けることを目指すというものである。この会議で合意できない場合、FIAは裁判所の法的介入を求ることになる。親と子はそれぞれ弁護士の代理を受ける権利を有し、子どもの代理人は訴訟のための代理人（Lawyer-Guardian ad litem）と呼ばれ「子どもの最善の利益」を代理するという。また深刻

な虐待の場合は、FIAはただちに親権終了を申し立て、それ以外の場合には再統合に向けたケースプランが作成され、法廷で審理される。このケースプランには、子育てのスキルを学ぶParenting Classや、親と子どものカウンセリング、セラピー、薬物依存の治療などが含まれている。こうした福祉サービスを提供するのは、主に民間福祉団体である。子どもが分離されている場合には、1年経過後に永続的な養育計画の審理が開かれる。それには家族の再統合、親権終了、里親委託継続という方法がある。原田は、このようなアメリカの児童虐待対応のシステムについて、法的手続きを明確であり、効率的かつ迅速に対応が可能であると評価しながらも、客観的な事実が重視され、その背景（なぜ虐待に至ったか）は問題にされないこと、親の動機付けの問題、個人責任の追及による社会的問題の放置などを指摘している。これらの問題を乗り越える試みとして、ミシガン州ワシュトナウ郡におけるFamily to Familyプログラムを紹介している。

棚瀬（2005）は、カリフォルニア州における児童虐待対応と家族再統合について紹介している。カリフォルニア州では、虐待通報受理後、ヒューマン・サービス局（DHS）が調査し、家族維持か親子分離かの判断がなされる。親子分離の場合には、児童保護裁判所の監督下に置かれる。パーマネンシープランとして①家族再統合、②養子縁組、③法的後見人、④長期里親の選択肢があるとしている。親子分離の介入の際にも、拡大家族や友人関係も含めて対応していくという考え方の下、チーム会議（TDM）や家族グループ会議（FGC）が行われるようになっているという。ロサンゼルス郡のチルドレンズ・コートでは1990年から調停が用いられ始めたとのことである。これによって「ケア受講命令」が保護者との間で合意に達すれば、DHSは種々のサービスを提供していくことになる。DHSは民間プロバイダーと提携しており、親業クラス、DV加害者プログラム、個人カウンセリング、グループカウンセリング、薬物その他の依存の治療などが原則的には1年間無料で受けられる。棚瀬によると、裁判所の監督下におかれた家族の90%程度が貧困層であるため、「ラップ・アラウンド・サービス」と呼ばれる日常的な支援や経済的支援も含んだ包括的なサービスの提供が有効であるとのことである。また、サンフランシスコ郡では、子どもがDVを目撃していたことが明らかになると、チャイルド・トラウマ・リサーチ・プロジェクト（CTRP）にリファーされるという。ここでは5歳以下の子どもを対象に、暴力被害にあった親とともに1年間親子同室治療が無料で提供されることがある。家族再統合プログラムの成功率は大体20～40

%であり、再統合後の虐待再発もあるという。しかし、棚瀬は、長期間里親に預けられる子どもが増加している現状で、1年間のサービス提供でこれだけの成果を挙げていることを評価し、今後、成功事例の積み重ねによって、どのような条件がそろうと家族再統合が果たされるのかの検討が必要だとしている。

アメリカにおける児童虐待問題への対応の特徴は、「子どもの安全」と「永続的な養育環境の確保」を基本として、法的枠組みがしっかりとしていることである。地域による多少の差異はあるにしても、虐待発覚後、まず家族維持のプログラムが行われたり、親子分離が必要な場合には、裁判所の監督下に置かれるという点が日本とは異なる。また、家族再統合の各種プログラムも、日本に比べて充実しているといえる。保護者に対する「ケア受講命令」も調停による合意がなされた場合のほうが、遵守率が高い（棚瀬、2005）とのことであり、保護者への援助のありかたについても参考にできるものが多いといえる。また日本では「地域小規模児童養護施設」、いわゆるグループホームが推進されているが、アメリカでは「専門家によるシフトワーク」により経営される家は「家族ではない」ので、長期里親より好ましくない選択肢であるといわれているとのことである。ただし、アメリカにおいても、親子分離した場合、養子縁組や法的後見人が見つからなければ、成人するまで裁判所の監督下に置かれ、里親宅を転々とする場合もあるという。また棚瀬は、「ラップ・アラウンド・サービス」による経済的援助を子どものために使わない保護者もあると述べ、法的システムが整ってきていても実際の問題解決には家族自身の動機付けが問題となることを指摘している。

## 2. イギリスにおける被虐待児への支援

イギリス（ここではイングランドとウェールズを指す）における児童虐待の基本的な取り組みについては、峯本（2001）が法的立場からかなり詳しく述べている。また秀島（2005）は児童虐待問題への警察官の関与について述べている。そこで、峯本（2001）および秀島（2005）を参考に、イギリスにおける児童虐待の取り組みと被虐待児への支援についてまとめ、検討を加える。

### （1）イギリスにおける児童虐待問題対応の歴史

イギリスでは、19世紀後半、親以外によって養育されている子どもを対象とした幼児生活保護法（1872）が制定され、1880年代には全国児童虐待防止協会（NSPCC; National Society for the Prevention of Cruelty to Children）の設立により、1889年に子ども虐待防止法（Prevention of Cruelty to Children Act）が制定さ

れた。第1次世界大戦後はNSPCCによって一定のシステムが創設され、児童虐待の問題は社会的な関心から遠ざかった。しかし、20世紀後半、1960年代になって内務省の子ども保護視察官等の報告により、1963年に子ども・青少年法（Children and Young Person Act）が制定された。これにより、虐待防止についての公的責任が明確にされ、地方当局に虐待防止のための予算を支出する権限が与えられた。1970年には、保健・社会省が児童虐待防止のためのガイドラインを発行した。里親委託から実親に戻った子どもが虐待死するという1973年のマリア・コーウェル事件、1985年のジャスミン・ベックフォード事件によって、子どもの保護が最優先課題であることが確認された。さらに1989年に児童法（Children Act）が制定され、これを受けて1991年、政府ガイドラインが改定された。1999年にガイドラインは再度改定されており、現在はこの新ガイドライン（Working Together to Safeguard Children, 1999, HMSO）に基づいて児童虐待防止制度が運用されている。

### （2）イギリスにおける児童虐待問題対応の現状

イギリスにおける児童虐待の基本的な法的枠組みは、1989年の児童法（Children Act, 1989）を中心とする法令であるが、峯本（2001）によると、実際の具体的手続きは政府によって発行されるガイドラインによって定められているとしている。政府ガイドラインが定める手続きは、①裁判所の法的介入のための制度、②虐待の対象となった子どもの保護制度、③虐待に至る以前の福祉ニーズを抱えた子どものための制度、のすべてを含んだ制度である。

政府ガイドラインが採用している手続きでは、通告はNSPCCや警察を通して社会サービス局に集まり、そこで福祉ニーズを抱えた子どもであるか否かのアセスメントが行われる。虐待の合理的疑いが認められない場合は、コア・アセスメントによって子どもと家族のために必要な援助が特定され、虐待の合理的疑いが認められた場合は、児童虐待防止手続きへ移行する。社会サービス局の調査の結果、虐待の事実があり、今後も継続する恐れのあるときには子ども保護会議が開催され、子ども保護プランが策定される。この子ども保護会議には、親とのパートナーシップの一環として、親その他の家族メンバーの出席が認められており、子どもが希望すれば、子どもの出席機会も保障されている。その結果、必要な場合は子ども保護登録に登録され、子ども保護プランによって法的手段が決定されることもある。政府ガイドラインでは、登録の種類として、①ネグレクト、②身体的虐待、③性的虐待、④情緒的虐待の4種類を挙げている。秀島

## 被虐待児の支援に関する現状と課題

(2005)によると、イギリスでは、警察が児童虐待の通報を受けた場合、社会サービス局と連携をとて子どもの安全を検討するという。保護者が警察に協力しない場合には、子どもを別のところに移す権限を警察官が持っている。これはポリス・プロテクションといわれるもので、期間が72時間以内と定められている。日本の虐待防止法第10条では、必要な場合に児童相談所長が管轄の警察署長に援助を求めることができるとしているが、警察官自ら子どもを保護し要件や期間が明確に定められている点で、イギリスでは児童虐待における警察官の関与が大きいといえる。

イギリスにおける児童虐待への取り組みの特徴は、保護者とのパートナーシップを重視していることである。また、法的分離制度の裁判手続き及び命令の効果が具体的に示されていること、法的手段の利用はあくまでも保護プランの一環として位置づけられていることが挙げられる。裁判手続きにおいては、親子の再統合等に向けた子ども保護プランの提出が義務付けられており、親子分離はあくまでも再統合が意識されたものとなっている。親の権利、子の権利が保障され、親にも子にも弁護士が選任され、子どもの訴訟上の後見人（Guardian Ad Litem）制度もあるという。また、任意の援助では子どもを保護できないと判断された場合、社会サービス局は裁判所にスーパーヴィジョン命令、ケア命令を申し立てることができる。スーパーヴィジョン命令は、子どもを地方当局のソーシャルワーカーまたは保護観察官の監督下におくことであり、ケア命令は子どもを地方当局の保護下に置くことで、実際には里親委託または施設入所等が行われることである。イギリスでは、法的に親子分離された子どもの圧倒的多数が里親に預けられており、この点は日本の現状とかなり異なっている。また、子ども保護会議は再検討が義務付けられているため、保護プランの対象となった子どもの安全、健康、発達状態についての再検討会議が定期的に行われることとなっている。

イギリスの場合、社会サービス局では、児童虐待に関する調査を担当するチーム、子どもの評価と家族サポートを担当するチーム、継続的ケアを担当するチームなど専門家チームが役割を分担している。児童問題担当のソーシャルワーカーは人口約6000人に一人の割合となっているが、日本ではソーシャルワーカーの配置基準が人口10万～13万に一人となっており、ひとりのソーシャルワーカーの抱えるケース数の増大とともに専門性を發揮した取り組みは困難になると考えられる。イギリス並みとはいえないまでも、専門家が役割を分担して対応していくためには、日本におけるソーシャルワーカーの専門職採用と増員を峯本は提案している。また、峯本はイギリス

における問題点として、子ども保護プランや再統合のために、子どもや親の心理的な援助、カウンセリングやセラピーなど各種サービスの必要性は言われながらも、実際に提供できる資源が限られていることも挙げている。この点は、日本においても、保護された後の子どもの心理的ケアの問題や、親への援助が課題とされていることと同様である。カウンセリングや各種セラピー提供が充実しているアメリカに比べると、イギリスおよび日本は心理的ケアについての対応が弱いといえる。

### わが国における被虐待児の支援について

ここでは、わが国における子どもの虐待をめぐる社会的背景や法制度の変遷を概観し、虐待の定義を確認するとともに、わが国における子どもの虐待の実態とその対応について検討する。

#### 1. 子どもの虐待に関する法的整備と対応の実際

##### (1) わが国の子どもの虐待に関する法制度の変遷

日本においては第2次世界大戦前の1933年（昭和8年）に児童虐待防止法が制定されているものの、戦争中はほとんど実効力がなく、1947年（昭和22年）に児童福祉法が制定されたことで廃止されている。児童福祉法第25条には要保護児童発見者の通告義務が記されているが、当時の子ども虐待の背景には貧困や儒教的家父長制に基づく子ども観が影響していたと考えられ、子ども虐待に関する意識は、現代とかなりかけ離れていたであろう。子ども虐待の研究としては、1970年代に池田（1979）の著書があるものの、体系的な研究は少なく社会的にも大きな問題とはされていなかった。1989年に国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択され、初めて国際条約の中で子ども虐待やネグレクトが明記され、わが国においても社会的な問題としての認識がされるようになった。1990年に大阪で児童虐待防止協会、1991年には東京で子どもの虐待防止センターが設立されるなど、主に民間レベルでの動きが起こってきた。一方で、児童福祉法は基本的に親との協調的援助関係を前提としており、強権的介入が必要な虐待事例に対応するには限界が指摘されていた（才村、2001）。そのため平成9年（1997年）の児童福祉法改正の際には、児童虐待防止法制定の必要性が求められるようになった。このような時代の流れを受けて、「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」とする）が2000年（平成12年）5月に成立し、11月に施行された。この法律は3年後に見直すこととなっていたため、2004年10月には「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（以下、児童虐待防止法改正法）が一部を除いて施行された。さらに2005年4月

には、児童福祉法が一部改正され、児童虐待の窓口は市町村レベルで対応することになり、より身近な地域で虐待相談ができるようになります。市町村に要保護児童に関する協議会を設置することを明記し、地域における虐待防止ネットワーク作りも推進されている。このように法制度は時代とともに変遷し整備されつつあり、児童虐待問題に関する司法の関与について法律の専門家の中でも積極的な意見がある（棚瀬、2005）。しかし、司法の強権的介入だけではなく、福祉的支援システムの強化を図るべきであるといった意見もあり（若林、2005）、法を実効性のあるものにする運用においては、まだまだ検討課題が多いといえる。

## (2) 虐待の定義

「虐待」は英語の「abuse」からきており、本来「ab-use」（誤った使用）という意味で「濫用」と訳されることもある。最近では「虐待」という表現に代わって「マルトリートメント（maltreatment）」が使われ始めている。「mal-treatment」（不適切な扱い）は、日本では「不適切な養育」と訳されることが多い。（旧）厚生省では「マルトリートメント」の方が「虐待」よりも広い概念だとして、以下のように定義づけている。

- ① 18歳未満の子どもに対する、

- ② 大人あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ15歳以上）による、
- ③ 身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって、
- ④ 明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態。

このように「虐待」あるいは「マルトリートメント」という言葉をめぐっての論議があることは承知しつつ、本研究では、わが国の法・施策で用いられている「虐待」という表現を使うことにする。

2000年（平成12年）11月に施行された「児童虐待防止法」の第2条で虐待の定義を示しているのでここに示す。それによると、

「この法律において『児童虐待』とは保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行をくわえること。
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をして

Table 1 児童虐待の行為類型

身体的虐待 (第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷としては打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、タバコによるやけどなど。</li> <li>・生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなど。</li> </ul>
性的虐待 (第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆など。</li> <li>・性器や性交を見せる。</li> <li>・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。</li> </ul>
ネグレクト (第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、①家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等へ登校させない）、②重大な病気になっても病院に連れて行かない、③乳幼児を家に残したまま度々外出する、④乳幼児を車の中に放置するなど。</li> <li>・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。</li> <li>・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。例えば、①適切な食事を与えない、②下着など長期間ひどく不潔なままにする、③極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。</li> <li>・子どもを遺棄する。</li> </ul>
心理的虐待 (第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばによる脅かし、脅迫など。</li> <li>・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。</li> <li>・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。</li> <li>・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。</li> <li>・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。</li> </ul>

（厚生省「子ども虐待対応の手引き」平成12年度11月改訂版14—15pから一部抜粋）

わいせつな行為をさせること。

3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
4. 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」ここで示された4つの行為類型は、具体的にはTable 1に示したような行動を含む。

さらに、2004年の児童虐待防止法改正では、第2条3号で「保護者以外の同居人による前二号または次号に掲げる行為と同様の行為の放置」つまり祖父母やきょうだい、保護者の恋人などの同居人が子どもへの虐待をしているにもかかわらずそれを放置することがネグレクトに含まれるようになった。同4号では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。）」つまり、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうこと（DVの目撃）が心理的虐待に含まれるようになった。子ども自身が直接暴力を受けていなくとも、暴力を目撃することは子どもの心に恐怖を与え子どもの心の発達に影響を及ぼすと考えられることからDVの目撃も心理的虐待の一種に含まれるとした。この改正によって、虐待の定義が従来よりも広がったといえる。

本研究で扱う「虐待」は、基本的には「児童虐待防止法改正法」に示された概念を「虐待の定義」として考えていくこととする。さらに、本研究でとりあげる「ネグレクト」について、もう少し細かく述べることとする。アメリカでは、親または保護者のいないところに子どもを「放置」することは、子どもを危険にさらす恐れがあるという観点から、子どもを保護する義務に反する「ネグレクト」であるとする考え方がある。日本の場合は、子どもを「留守番」と称して「放置」することに対し、アメリカほど危機意識は高くないようである。社会的、文化的背景の違いで「ネグレクト」の概念も違ってくるということを考えさせられる。日本でも、子どもを車内に残してパチンコをしている間に熱中症で死亡させてしまったり、親が買い物に行っている間に子どもが誘拐されたり、留守番していた子どもが火事に巻き込まれたりといった報道が新聞・テレビ等をにぎわせているのを見ると、子どもの安全を守るという観点から、これらも「ネグレクトの結果」であると考えざるを得ない。この点については（旧）厚生省「子ども虐待対応の手引き」（2001）でも留意すべきとの指摘がある。本研究で取り上げる子どもたちのネグレクトは、一回だけの留守番な

どに比べて実際にはもっと長期に渡る深刻なものである。児童養護施設に入所している子ども達は、表面的な理由は、経済的困窮や保護者の離婚、死亡などさまざまであるが、いずれにしても「養護に欠ける」として措置されている。「養護に欠ける」という内容を考えると、子どもにとって当然必要なケアをきちんと受けられないという意味において、実際は「ネグレクト」といえるものかなりあるだろう。

西澤（1994）は「ネグレクト」について、その発生機序から「消極的ネグレクト」と「積極的ネグレクト」に分けています。「消極的ネグレクト」は子どもの心身の健康な発達にとってどのようなケアが必要なのかを養育者が理解しており、ケアを提供する意思がありながら、何らかの要因でそれが出来ない場合をいう。例えば、経済的な困窮や、家族の病気の対応に追われて結果的にネグレクトになってしまう場合などである。また、両親の一方又は両方が知的障害などで、子どもの発達や育児に十分な知識を持っていない場合なども含まれる。「積極的ネグレクト」の場合は、養育者が、子どもに必要なケアに関する知識を持っており、十分提供できる状況にありながら何らかの理由で子どもの養育を拒否する場合をいう。消極的ネグレクトに比べて、積極的ネグレクトの場合はより深刻な精神的、情緒的問題を抱えていることが多く、子どもに与える心理的影響も消極的ネグレクトに比べてより重篤なものとなる傾向があるようだと述べている。こうして考えると「積極的ネグレクト」は「心理的虐待」と重なっている場合もあるといえるだろう。しかし、いずれのネグレクトも子どもにとって何らかの影響を与えること、又、いずれのネグレクトにあたるのか、明確に区別しにくいケースも多いことから、本研究でネグレクトを扱う際には、「消極的ネグレクト」、「積極的ネグレクト」の一方、または両方を含むものをすべて「ネグレクト」として定義しておくこととする。

### (3) 子どもの虐待へのわが国における対応の実際

はじめに、わが国における児童虐待の発見、通報から、その後の対応（介入・保護）について、および親子分離などの介入がなされた場合の問題点について、以下に検討していくこととする。現在の児童虐待対応の流れを示したもののがFigure 1である。

#### 1) 発見と通告

児童福祉法第25条では、国民一般に要保護児童の通告義務を課している。これは、虐待された子どもを発見した国民のすべてに、児童相談所または福祉事務所への通告を義務付けたものである。さらに児童虐待防止法第5条において、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、

# 原 著

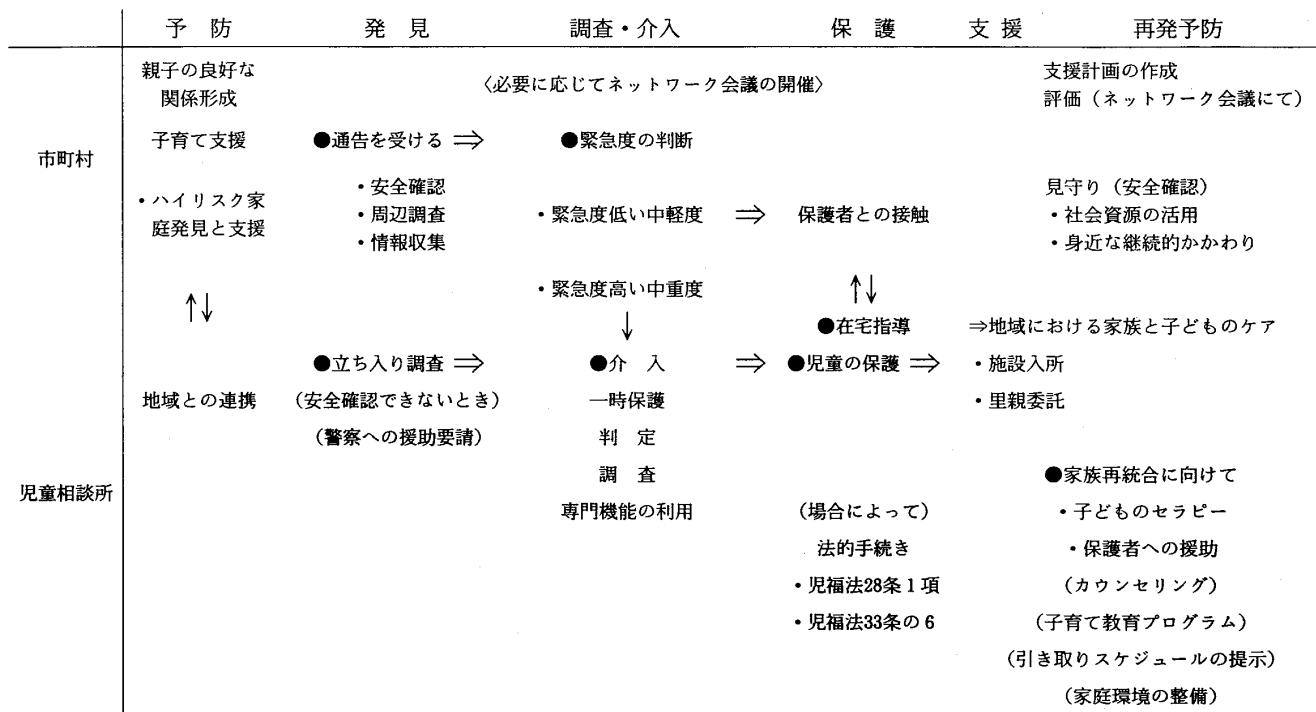


Figure. 1 児童虐待対応の流れ（あいち子どもの虐待対応マニュアル14-15p から一部改変して作成）

保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者に対して子ども虐待発見の努力義務が規定されている。また通告義務は守秘義務より優先されることは児童虐待防止法第6条2項で明記されている。しかしこの義務違反には罰則規定はない。したがって、これまで虐待の疑いがあっても通告することに躊躇のある場合もあったと思われる。今回の児童虐待防止法改正法では、「虐待を受けたと思われる子ども」にまで通告対象が拡大された。これによって、今後、虐待通告がさらに増えるのではないかと推測される。

## 2) 介入と保護

児童相談所は、通告を受けたら、児童福祉司によって直ちに子どもの安全確認を行うこととなっている。そして社会調査、心理判定、医学的診断などの総合的なアセスメントによって、処遇方針が決定される。

方針決定の際には、在宅での指導を行うか、児童福祉施設入所や里親委託などの親子分離が必要かどうか、等が検討される。また在宅指導の場合でも、必要に応じて、一時保護が行われる。この一時保護は、原則として2ヶ月を超えてはならないこととなっている。保護者が、児童相談所の介入を拒む場合には、児童福祉法第29条による「立ち入り調査」が行われることもある。この場合、警察官の協力も求められることになっている。また、保護者の意向が児童相談所の意向と異なる場合で、親権者の意に反しても子どもの保護が必要と判断された場合には、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所の承認を得て、

同法第27条1項3号の児童福祉施設入所を強制的に行うことができる。この場合、児童相談所や施設長は児童虐待防止法第12条で、保護者に対し、子どもとの面会や通信の制限をすることができる。また保護者からの引き取り要求を拒否することもできる。保護者が強引に引き取るなど、子どもの最善の利益が図れない場合には、児童福祉法第33条の6で親権者の親権喪失宣告要求を家庭裁判所に対して行うこともできるが、実際には第33条の6の申し立ての件数は少なく、親権の一時停止などによって対応する場合もある。

## 3) 子どものケアと家庭の再構成

親子分離が必要であると判断された場合、児童福祉法第27条1項3号で子どもたちが入所する施設としては、乳児院（おおむね2歳まで）、児童養護施設（おおむね2歳以上）が最も多い。また、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設に入所する場合や里親委託となる場合もある。このうち、児童養護施設は、児童福祉法第41条で「乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設」とされている。現在の児童福祉施設最低基準（平成12年厚令128）第7章第42条3項では、児童指導員及び保育士は少年6人に対しておおむね1人以上となっている。交代勤務であることを考えると、衣食住の日常生活のケアに加えて心理的なケアも必要な子どもに、とても丁寧な個別対応がとれるとは言いがたい。平成11年

## 被虐待児の支援に関する現状と課題

度からは、被虐待児がおむね10人以上入所している児童養護施設に心理療法等担当職員を配置するという予算措置がとられるようになっている。しかし最低基準に心理療法等担当職員を置くことが定められていないため、常勤で心理職を置いているところは少なく、心理職を導入した児童養護施設のほとんどが非常勤職員で対応しているようである。平成12年10月からは、定員6名の「地域小規模児童養護施設」、いわゆるグループホームが創設された。これは虐待を受けた子どもに限定したものではないが、小規模施設の中で援助者と安定した関係を持つことが、子どもたちのケアに有効だと考えられて作られたものである。平成13年度からは、定員50名を超える児童養護施設に個別対応職員の配置がされた。また、平成16年度からは各施設にファミリーソーシャルワーカーが導入され、児童相談所や保護者との連絡を担当し、家庭復帰に向けての指導も行うこととなった。このように少しづつ、児童養護施設の環境は変わりつつあるが、被虐待体験のある子どもが児童養護施設に増加している現状では、心理的ケアが十分に出来る体制がとられているとはまだ言いがたく、さらなる人員配置の見直しを含めた根本的な対策が必要である。

虐待を行った保護者への指導や、親子の再統合についても課題が残っている。児童虐待防止法改正法第11条では、子ども虐待を行った保護者について、児童福祉司等の指導措置がとられた場合、「親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮のもと」に当該指導を受ける義務を課すとともに、保護者が指導を受けない場合には、都道府県知事が指導を受けるように勧告できることとされている。児童福祉法の一部改正では、さらに28条申し立て承認事例の場合、家庭裁判所は児童相談所が行う保護者への指導措置に関して報告を求め、勧告できることとしている。この勧告を根拠に、児童相談所は保護者に対して指導に応ずるように求めることができる。しかし、保護者への直接命令ではないため、実際の指導に対する強制力はない。才村（2001）は、相談機関である児童相談所が、一方で親子分離の判断をする機関でもあるということで、保護者の信頼を得にくくする恐れについて述べ、強権機能と援助機関を分離していない現状では実効性に疑問が残ると指摘している。この点に関しては、今後も検討課題として残されており、保護者指導や家庭への再統合が容易ではないことを示している。

### 2. 子どもの虐待に関する実態調査から

子どもの虐待が増えているというもの、虐待の実態を把握することは非常に困難である。虐待をしている親

はその事実を隠そうとするのが常であり、病院や児童相談所等に把握されたのは氷山の一角に過ぎないと考えられるからである。しかし、対応を考えるためにには子ども虐待の実態をある程度具体的な数字で確認しておく必要がある。そのためいくつかの実態調査が行われてきており、そのデータから見えてくるものを検討する。

平成12、13年度の厚生科学研究（主任研究者：小林登）では、全国的な児童虐待の実態把握調査が行われた。これは、日本の人口の12%にあたる11地域（3県、3政令指定市、2中核市とその周辺）の全関係機関、約40種19,900機関の保健、福祉、医療、教育、警察、司法、民間援助団体を対象とし、この地域の悉皆的調査と約9万の主要機関の全国調査で、我が国の虐待発生と対応の現状を把握したものである。それによると、社会的介入を要する児童虐待の年間発生数は、約3万5000人で、0～17歳1000人中1.54人と推定されている。虐待を受けた子どもの6割が乳幼児であり、対応としては、全体の7割が虐待者のもとでの在宅養育継続、全体の2割は施設入所となっていることが示されている。また虐待者は実親が86%を占め、ネグレクトと心理的虐待は実母によるもののが多かったとしている。

厚生労働省の統計によると、全国の児童相談所での虐待相談処理件数は、平成5年度では1611件だったものが、平成15年度では26569件と、10年間で約16倍以上に増加している。平成15年度の虐待種類の内訳は、身体的虐待が12022件（45.2%）、ネグレクトが10140件（38.2%）と大半を占め、心理的虐待は3531件（13.3%）、性的虐待は876件（3.3%）となっている。

児童福祉施設に入所している子どもに関する調査としては、齊藤（2001）が1992年当時の全国の児童養護施設を対象に調査したものをまとめて報告している。それによると、全国の児童養護施設のうち回答のあった382施設の全児童数は20407人、そのうちなんらかの虐待を理由に入所しているものは2931人、約14.4%を占めている。入所理由が養育困難という理由で入所した子どもの中に、かなりの割合で虐待を受けたものがあるということから、実際にはもう少し多くの被虐待児が入所しているだろうと述べている。また、被虐待児群と統制群の比較から、養護施設入所児全体の傾向として、低出生体重児（2500グラム以下）が多いこと、同胞数の多いものの割合が多いこと、単身親家族の割合が多いことが挙げられ、被虐待児の傾向として、望まれない出産、義理の親との同居が多い、などの特徴が示されている。性差については、男女比が1.3：1で若干男子が多い傾向はあったが、性的被害はすべて女子だったとしている。

高橋重宏・山本真実・庄司順一・谷口和加子・中谷茂

一・渋谷昌史・山田勝美・平本譲・荒井裕子・阿部優美子（1997）による全国の児童養護施設を対象とした被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究では、措置時に最も多く主訴として挙げられたものはネグレクト、次いで身体的虐待であったとしている。さらに措置後に被虐待・ネグレクトが判明するケースが多いことを指摘し、周囲が子どもの虐待、特にネグレクトに気付きにくいのではないかとも述べている。

才村・庄司・柏女（2003）は児童福祉施設等（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設）における被虐待児の実態等に関して施設種別を超えた横断的調査を行っている。その結果、施設種別に関わらず、いずれの施設においても被虐待児の割合が高くなっていること、問題行動を起こす児童の割合も児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設で大幅な相違が見られないとしている。この結果から、施設のボーダーレス化が進行していることを指摘している。

森田・有園（2004）は児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設）に入所している被虐待児の調査を行っている。それによると、被虐待体験は、児童養護施設では78.8%，児童自立支援施設では82.6%と高率に認められ、重複虐待体験は児童養護施設では51.5%，児童自立支援施設では60.9%と非常に高い割合が示された。虐待の種類では、ネグレクトが最も高く、児童養護施設では54.5%，児童自立支援施設では65.2%だった。児童養護施設では、次いで身体的虐待（45.5%）、心理的虐待（39.4%）の順であるのに対し、児童自立支援施設では、心理的虐待（60.9%）、身体的虐待（56.5%）であった。児童自立支援施設は、入所理由として子どもの側に問題行動があることが中心であるが、こうしたいわゆる「非行」の子どもにおいても、背景に虐待の問題が大きく関わっていることが示されている。

これらの調査から、わが国における虐待の発生や、相談件数、施設に入所している子どもの背景などが浮かび上がってくる。児童虐待防止法が施行されてから各地で実態把握調査が行われるようになってきており、これらの実態把握調査を基に、子どもの虐待への対応策が検討され始めている。しかし調査によって虐待の実態は把握されたものの、虐待を受けた子どもの行動特徴等に関するアセスメントやその後のケアについての研究はまだあまり進んでいない。虐待を受けた子どもを対象とした研究はまだ緒についたばかりであり、今後、子どもたちの示す問題のアセスメントを的確に行い、心理的な援助に活かしていく必要がある。実態調査の結果から、児童相談所での相談件数に比べ、施設入所している子どもの虐待種別は、ネグレクトが最も多いことが明らかになって

いる。高橋ら（1997）が言うようにネグレクトは認識されにくい虐待であり、実態把握の困難さとともに、その影響についての研究もあまり進んでいないのが実情である。したがって、今後は虐待の中でも、虐待種別ごとの研究、特にネグレクトに焦点を当てた研究の必要性が指摘される。

### 3. わが国における子ども虐待への支援に関する課題

児童虐待防止法改正法が施行されたとは言うものの、前述したようなアメリカ、イギリスにおける虐待を受けた子どもとその家族への支援に比べると、わが国の対応は、まだまだ検討課題が山積している状態である。才村（2005）は、児童虐待防止法改正後の検証から、家族の再統合に向けた援助や、市町村および児童相談所の相談体制の強化、パーマネンシーケアの観点から社会的養護サービスのあり方について提言を行っている。

法的な面から言えば、虐待通告を受けて親子分離が必要だと判断される場合の司法の関与についての問題、その際の親や子どもの権利の代理人の問題が挙げられる。さらに、親子分離した後の、子どもと親に対するケアのあり方と再統合プランについても問題が挙げられる。アメリカにおけるケースプランや、イギリスの子ども保護プランなどのように、わが国においても児童相談所では子どもの処遇方針が立てられているが、当事者は会議に参加していない。保護者の認識のためにもチーム会議（TDM）や家族グループ会議（FGC）などの導入により、保護の方針とその再検討を伝えることが必要ではないだろうか。アメリカやイギリスのように当事者の合意を考えると、親への援助も今よりスムーズにはなるのではないかと考えられる。親に対する「ケア受講命令」がもし日本で取り入れられれば、家族の再統合に向けたプログラムの一つとなりうる。ただし日本の現状では、児童相談所の少ない人員ですべてに対応するのは困難である。現実に提供できる各種サービスは非常に限られているため、今後は民間団体や医療・保健機関などと連携をとり、サービスを委託するといったネットワークも必要ではないかと考える。

厚生労働省社会保障審議会児童部会（2003）の出した「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書では、「今日の社会的養護の役割は、子どもの健やかな成長・発達を目指し、子どもの安全・安心な生活を確保するにとどまらず、里親への委託や施設への入所などを通じて、心の傷を抱えた子どもなどに必要な心身のケアや治療を行い、その子どもの社会的自立までを支援することにある」とし、「これまでの社会的養護は、保護を要する児

## 被虐待児の支援に関する現状と課題

童を対象とするものとして、いわゆる子育て支援とは別個のものとして進められてきたが、今後は、両者を連続的なものとして捉え、一体的な施策の推進を図ることにより、より効果的な子どもの健全育成や児童虐待の防止等につなげていくことが必要である」と述べている。イギリスのように、虐待だけにとどまらず、福祉的なニーズの有無を考慮し、地域における子育て支援を重視することが、虐待防止にもつながると考えられる。

これまでわが国では児童虐待の発見、保護の体制作りに重点が置かれてきたが、児童虐待防止法改正法が施行され、法的には徐々に整備がされつつある。しかし、虐待防止への対応と、虐待発覚後に保護された子どもへの心理的ケアの取り組み、および親への援助については課題が多いことが示された。先に指摘したように、特に子どもの心理的ケアについては、その重要性は認識されているものの、実際には必要な子どもに十分なケアがされているとは言いがたい現状である。海外のシステムをそのまま日本に当てはめることは難しいが、家族の再統合を視野にいれて考えた場合、海外におけるいくつかのシステムを取り入れていくことは、わが国における児童虐待への取り組みにおいても有効な方策になりうるのではないかと考えられる。日本の実情に合うようにどのような方策を取り入れていくのかといった点は今後の検討課題であるといえる。

本論文では諸外国との比較から、わが国における児童虐待問題への対応の実際と課題を検討してきた。今後は、日本における現状を踏まえた上で、虐待が子どもに及ぼす影響についての研究や、虐待を受けた子どもの特徴や心理的ケアの実際についての研究の蓄積とその知見の検証が必要である。

## 文 献

- 愛知県健康福祉部児童家庭課（2005）市町村向けあいのち  
子どもの虐待対応マニュアル
- Gil, E. (1991) *The Healing Power of Play*. The Guilford Press. 西澤 哲訳 (1997) 虐待を受けた子どものプレイセラピー. 誠信書房.
- 原田綾子（2005）ミシガン州ワシントナウ郡における児童虐待・ネグレクトへの対応、法律時報、77, (3), 72-76
- 秀島ゆかり（2005）イギリスにおける警察の虐待問題への関与と警察官教育について、子どもの虐待とネグレクト、7, 166-171

- 池田由子（1979）児童虐待の病理と臨床. 金剛出版
- 柏女靈峰・才村純編（2001）子ども虐待へのとりくみ、別冊発達 26, ミネルヴァ書房
- 小林登（2002）児童虐待全国実態調査 1. 虐待発生と対応の実態、子どもの虐待とネグレクト、4, 276-289
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2005）子ども虐待対応の手引き（平成17年3月改訂版）
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会（2003）「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書、厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/10/s1027-8.html#top>
- 森田展彰・有園博子（2004）被虐待児における精神症状・問題行動および内在化された養育者のイメージ－養護施設・児童自立支援施設の児童と一般小中高校児童の比較－、平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書、財団法人子ども未来財団
- 日本子ども家庭総合研究所編（2001）厚生省 子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版、有斐閣
- Radbill, S. X. (1980) *Children in a world of violence: A history of child abuse*. In Kempe and Helfer (ed) *The Battered Child. Third Edition, Revised and Expanded*. 3-20, The University of Chicago press.
- 才村純・庄司潤一・柏女靈峰（2003）児童福祉施設における被虐待児の実態等に関する調査研究、平成14年度厚生労働省科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）総括研究報告書
- 才村純（2005）子ども虐待防止制度の検証－制度改正から見えてきたもの－、子どもの虐待とネグレクト、7, 154-159
- 高橋重宏・山本真実・庄司順一・谷口和加子・中谷茂一・渋谷昌史・山田勝美・平本譲・荒井裕子・阿部優美子（1997）児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究、日本子ども家庭総合研究所紀要、34, 23-33
- 棚瀬一代（2005）米国における児童虐待と家族再統合の試み、法律時報、77, (3), 91-95
- 棚瀬孝雄（2005）児童虐待事件の司法関与－職権主義と当事者主義の狭間、法律時報、77, (3), 66-71
- 若林昌子（2005）児童虐待事件について家裁実務の視点から－児童福祉法28条事件を中心に、法律時報、77, (3), 77-81

（2005年9月30日 受稿）

## ABSTRACT

### Current Situation and Tasks regarding Aid to Abused Children

Hiroko TSUBOI

The purpose of this paper is to examine tasks regarding future action on child abuse, based on review of the steps taken with respect to child abuse and the realities of child abuse in various foreign countries and Japan. First, characteristics of the United States of America and those of the United Kingdom were examined as examples of countries where action on child abuse has achieved progress. Next, future tasks regarding child abuse countermeasures in Japan were examined in the framework of the revised Japanese Child Abuse Prevention Law and in comparison to the countermeasures taken in the United States and the United Kingdom. In the legal area, the need for active involvement of the legislature in child abuse issues and issues relating to the protective procedures were pointed out. This was followed by a discussion of issues relating to the psychological care of the children in protective custody and those relating to assistance to the children's guardians who committed abuse. In addition, the need for a program to reintegrate families and the issues concerning societal care were pointed out from the perspective of permanent care. From the point of view of child abuse prevention, the need for community-based welfare assistance, including support offered to families with raising of children, was mentioned. Based on the fact that a number of children who were taken into protective custody and placed in foster care had been neglected, the importance of research on the impact of neglect on children was suggested. It was additionally suggested that research must be accumulated on the impact of abuse on children, the characteristics of children who were abused and the realities of their psychological care based on the recognition of the realities of Japan, and that the findings of such research must be verified.

Key wards : Child abuse, neglect, Child Abuse Prevention Law, psychological care, children's homes